「耕作放棄地」と「荒廃農地」の考え方・活用区分

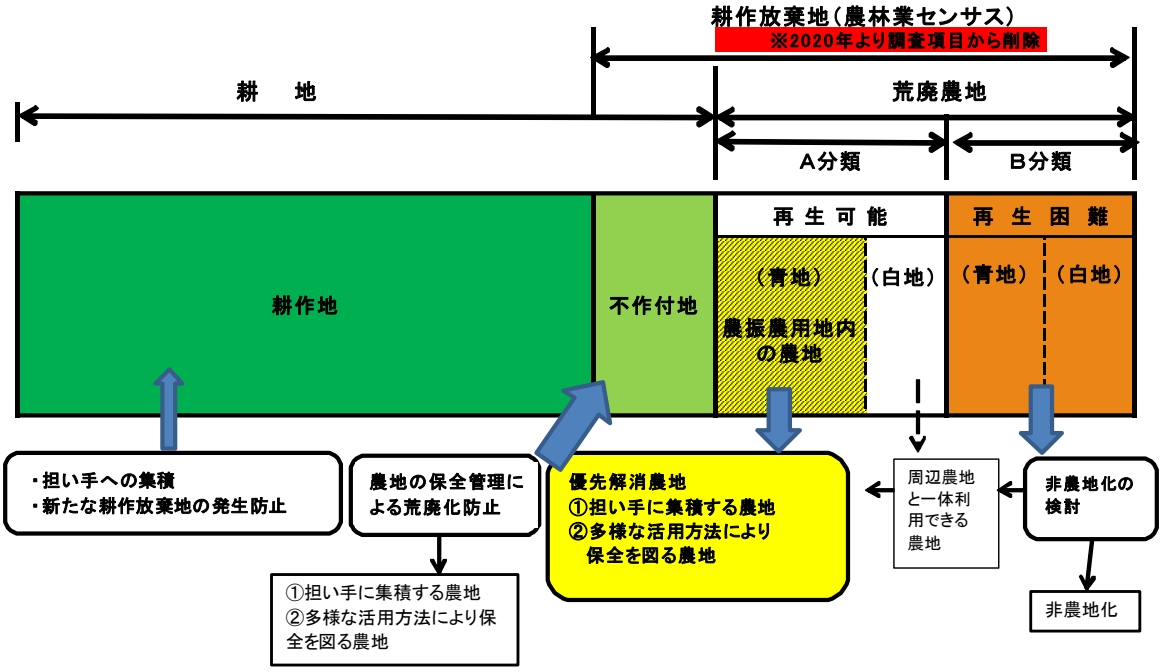

○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
○Ａ分類 再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土などを行い再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの
○Ｂ分類 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれるもの
○耕作放棄地 （農林業センサス） ※2020年より調査項目から削除	以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない農地（農家の自己申告）